

中小企業のみなさん「一般事業主行動計画の策定」はお済みですか？
(★)

みんなが 働きやすい 会社に

急速な人口減少による将来の労働力不足などに対応するため、「我が国最大の潜在力」である女性の力を活用していくことが求められており、働く場面で女性が活躍できる社会を実現するために、女性活躍推進法が制定されました。この法律に基づいて、常時雇用する労働者301人以上の事業主には行動計画の策定が義務付けられています(※)。

女性が働きやすい職場は、すべての従業員にとって働きやすい職場となり、多くの企業において、新規採用や継続就業、労働生産性の向上等に繋がっています。

(※)令和4年4月1日より、義務付け対象が従業員101人以上の企業に拡大されます。

(★)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
(以下、「行動計画」と記載します)

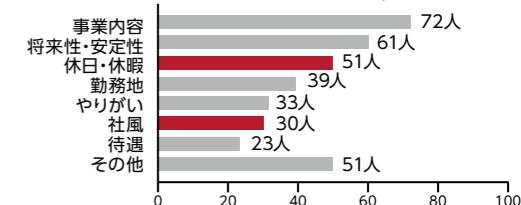
行動計画を策定するメリット

1

就職活動中の学生が重視する「働きやすい職場づくり」を積極的に進める企業であることをPRできます。

■大学生が就職する企業を選ぶときには、「休日・休暇」や「社風」を重視しています。

■行動計画を策定すると、国の「女性の活躍推進企業データベース」のウェブサイトや、就活フェアなどで女性の就業継続や登用を進める企業としてPRすることができ、女性の応募意欲を高めるのみでなく、若者全体に「男女ともに働きやすい職場」であると受け止めてもらえ、円滑な新規採用につながります。



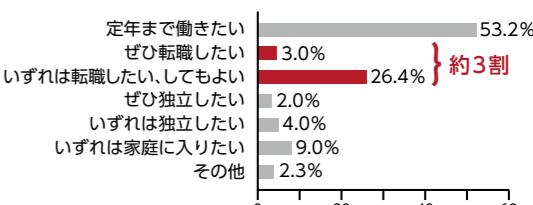
「会社を選ぶとき何を重視しますか？」の回答
事業内容、将来性・安定性に次いで
3位 休日・休暇、6位 社風となっています。
下野新聞社「2019しあつけ就活フェア Part1」
学生アンケートより

2

経営者の方針を従業員に伝えることができ、安心感や就業継続意欲を向上させ離職防止につながります。

■「新入社員の約3割は入社と同時に転職を考えている」という調査結果があります。また、「結婚・妊娠・出産を機に自ら退職する」女性がまだ多く、勤続年数が短い原因となっています。さらに超高齢社会を迎え、親の介護と仕事の両立に悩むベテランの従業員が、突然離職してしまうこともあります。

■行動計画の策定により、経営者自らが「男女ともに働きやすい職場づくり」に取り組む姿勢や取組方針を従業員に伝えることができ、安心感を与え就業継続意欲を向上させることで、離職防止につながると考えられます。



新入社員へのアンケート
「勤務・転職等についてどう考えるか？」の回答
「いずれは転職したい、してもよい」と
「ぜひ転職したい」を合わせると
約3割が転職を視野に入れています。
あしぎん総合研究所 2019年度「新入社員意識調査」より

3

公共事業の入札参加の資格審査での加点制度や、銀行での融資制度などがあります。

■宇都宮市では、行動計画を策定した事業者に対し、入札参加資格登録の審査時に加点しています。国や県においても加点が受けられる場合があります。

■日本政策金融公庫の融資制度(働き方改革推進支援資金)が利用できます。詳しくは日本政策金融公庫へお問い合わせください。